

逢妻スポーツクラブ 規約（定款）



設立趣意書

私たちの社会は、今世紀に入るところから少子化・高齢化社会へと移行しつつあり、合わせて価値観やライフスタイルの多様化が進み、これまでのような「組織や社会への帰属」から「個人の行動を優先」へと変化していく傾向にあります。

また、健康面に目を向けてみますと、子どもたちの体力低下が心身の健全な発達の上で大きな影響があるといわれ、大人においても運動不足による生活習慣病の増加が健全な社会生活への弊害となっています。

こうした状況の中で、「真の豊かな生活」を送るためにはスポーツを通して地域住民の交流を深め、連帯感のあるまちづくりを推進し、子どもから大人まで全ての人が自ら心と体を育て鍛えることが大変重要であると考えます。スポーツは、私たちの心と体の健全な発達を促進すると共に、明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある社会の形成に寄与する文化です。

そこで、豊田市は、平成12年に文部科学省のスポーツ振興計画の告示を受け「中学校区単位に総合型地域スポーツクラブを設立する。」という方針を打ち出しました。

これに基づき逢妻地区では平成16年4月から逢妻地区コミュニティ会議内にスポーツ推進委員会を設置し、平成18年4月には多くの皆様のご理解をいただいてスポーツ推進委員会を設立準備委員会と改名し、スポーツクラブ設立に向けて準備を進めて参りました。

そして、ここに私たちは地区住民の皆様と共に地域の力を活かしながら、豊かなスポーツライフを通して地域社会の連帯と明るく豊かな生活の実現を目的として「逢妻スポーツクラブ」を設立します。

逢妻スポーツクラブは「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツができる地域社会」の実現を目指し、「仲間づくり、人づくりのためのふれあいの場」「子どもから大人・高齢者までの健康づくりの場」「家族のふれあいや世代間交流による青少年の健全育成の場」の構築に努めてまいりたいと考えています。

つきましては、この趣旨にご賛同いただき、本スポーツクラブの結成に多大なご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年6月1日（2008）

逢妻スポーツクラブ

逢妻スポーツクラブ規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 このクラブは、逢妻スポーツクラブ（以下「本クラブ」という）という。

(事務所)

第2条 本クラブは、事務所を愛知県豊田市西新町6丁目143番地
豊田市西部体育館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本クラブは、逢妻地区におけるスポーツ活動の振興を図り、会員の健全な心身を育成するとともに、
地域社会の連帯と明るく豊かな生活の実現に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ教室に関する事業
- (2) 各種スポーツ大会、イベントの企画開催に関する事業
- (3) スポーツに関する講演会の開催及び健康・体力増進に関する事業
- (4) スポーツ指導者の研修育成に関する事業
- (5) 地域住民のスポーツ活動や地域づくりに資するボランティア活動
- (6) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本クラブの資産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費

(3) 寄付金品、補助金品、協賛金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第6条 本クラブの資産は、会長が管理し、確実な方法により管理する。

各部会に割り付けた資産は、その必要に応じて部会が管理することができる。

(財産の処分の制限)

第7条 財産は、交換し、担保に供してはならない。但し、本クラブ事業遂行上やむない理由があるときは、

正会員現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ、豊田市から補助金を交付されているときは、豊田市と協議の上、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第8条 本クラブの事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支)

第9条 本クラブの事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し総会の議決を得なければならない。

(事業計画及び収支決算)

第10条 本クラブの事業報告書、収支決算書に関する書類は、毎事業年度終了後

速やかに会長が作成し、監事の意見を付け、総会の議決を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第11条 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 会 員

(種 別)

第12条 本クラブ会員は、逢妻地区に在住又は在勤する者及び地区外で本クラブの目的に賛同する者で構成し、種別は次の2種とする。

- (1) 正会員：本クラブの目的に賛同し、運営活動を主体的に担い、意思決定を行う個人及び団体
- (2) 一般会員：本クラブの目的に賛同し、活動を援助するとともにサービスを楽しむ個人及び団体
(入会資格)

第13条 本クラブの会員は、逢妻地区に在住又は在勤及び地区外で本クラブの目的に賛同する小学生以上の者とする。ただし、幼稚園児については保護者同伴のみ可能とする。

2 逢妻地区内の自主グループで本クラブへの会員登録をする団体とする。

3 本クラブの会員となるためには、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本クラブの目的に賛同するものであること。
- (2) 医師から、運動制限又は禁止の診断を受けていない者であること。
- (3) 本クラブの諸規定を遵守する者であること。

(入会手続き)

第14条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、次の手続きを行わなければならない。

- (1) 所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局へ提出する。
- (2) 自主グループとして入会する場合は、その代表者が所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局へ提出する。
- (3) 入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- (4) 本クラブが、別途定める会費を納入すること。

(会費)

第15条 本クラブの会費は、次のものをいう。その金額は、別表1による。

- (1) 入会登録費……入会時のみ
- (2) 年会費……年1回
- (3) 参加費……随時(スポーツ教室や講習会、各種大会や競技会への参加費等)

2 一旦入金した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失等)

第16条 会員の資格は、退会、除名及び死亡等によって喪失する。

- 2 会員が退会しようとする場合は、書面をもって会長に届け出るものとする。
- 3 会員は、次の事項に該当することとなった場合は、除名することができる。
 - (1) 本クラブに納入すべき会費を6カ月以上滞納したとき
 - (2) 本クラブの規約を遵守しないとき
 - (3) クラブの名誉を著しく傷つけたとき
- 4 会員の資格は、他に譲渡できない。

第5章 役員及び事務局

(役員の種類及び定数)

第17条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上25人以内（うち、会長1人、副会長2人以内、理事長1人、副理事長1人、書記1人）
- (2) 監事 2人以上

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は互選により会長、副会長、理事長、副理事長を定める。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 3 理事及び監事は、本クラブの職員を兼ねることができない。

(理事の職務)

第19条 会長は、本クラブの業務を総理し本クラブを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代理し、その職務を行う。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を統括する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し、その職務を行う。
- 5 理事は理事会を組織してこの規約に定めるもののほか、本クラブの業務に関する事項を議決し執行する。

(監事の職務)

第20条 監事は、本クラブの業務及び財産に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本クラブの財産の状況を監査すること。
- (3) 業務の執行又は財産の状況について法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを総会に報告すること。

(役員任期)

第21条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員解任)

第22条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の個々の4分の3以上の議決により会長がこれを解任することができる。

ただし、この場合には理事会で議決する前にその役員にその旨を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員報酬)

第23条 役員にはその職務を執行する為に必要な費用を支払うことができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(顧問及び相談役)

第24条 本クラブに顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長が推薦し総会において決定する。
- 3 顧問及び相談役は、会長に対し必要と認める事項について助言する。

(事務局及び職員)

第25条 本クラブ内外の連絡調整及び庶務全般の処理のため事務局を設置し、事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 事務局長は、事務局を代表し本クラブの事務を担当する。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局に会計を置き、本クラブ全体の会計事務を掌握し、処理する。
- 5 その他事務局の組織及び管理に関する事項は、必要に応じて理事長が定める。

第6章 総会

(種別)

第26条 本クラブの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第27条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第28条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任
- (5) その他、本クラブの重要事項に関すること

(開催)

第29条 通常総会は、年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(招 集)

第30条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議 長)

第31条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第32条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第33条 総会における議決事項は、第30条第2項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第34条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員数
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者2人以上が記名、押印又は署名をしなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成し本クラブの全ての機関を掌握し、運営委員会から報告される事業計画及び運営に関する事項を協議し決定する。

2 理事会の事務局は本クラブの事務局が兼ねる。

(権能)

第36条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 理事会には、必要に応じオブザーバーが出席する事が出来る。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに充たる。

(議決)

第40条 理事会における議決事項は、第38条第2項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第8章 運営機関

(運営委員会)

第42条 委員会の委員は、理事長、副理事長、事務局長、会計、書記、各専門部会員、各指導スタッフ代表で構成し、委員長には理事長をもって充てる。

2 委員会は、次の掲げる事項を協議する。また各専門部会の連絡調整及び本クラブ運営を統括する。

- (1) 事業計画案・予算案に関する事。
- (2) 事業・予算の執行に関する事。
- (3) 事業報告書・決算報告書の作成に関する事。
- (4) 規約の改正案に関する事。
- (5) 専門部会・指導員に関する事。
- (6) その他、本クラブの重要事項に関する事。

3 委員会は、委員長若しくは事務局が招集し、事務局長が議事の進行を行う。

4 委員会には、必要に応じオブザーバーが出席する事が出来る。

(専門部会)

第43条 本クラブに次の専門部会（以下「部会」という。）を設置し、部長1名、副部長数名を置くことができる。

- (1) 企画・広報部会
- (2) 事業推進部会

2 部会は、各部長が招集し議事の進行を行い、運営委員会の方針に基づき活動する。

3 部会は、本クラブのそれぞれの具体的な事業を計画し、その実施にあたる。

4 部会員は、運営委員会で選任する。任期は1年とし、再任は妨げない。

5 部会員等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 部長は、部会を統括し事業の推進をする。また、活動計画や内容を運営委員会に報告する。

(2) 副部長は、部長を補佐し部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 部会員は、本クラブ運営と部会内の会務全般に支援・協力する。

(指導員)

第44条 本クラブに指導員を置くことができる。

2 指導員は、運営委員会の承認を経て理事長が委嘱する。

3 指導員には、その指導内容や時間に応じた諸謝金等を支払うことができる。

ただし、その額に関しては別に定める。

4 指導員が本クラブの理念に反する行為があった場合は、運営委員会の議決を得て除名する事ができる。

第9章 規約の変更、解散

(規約の変更及び解散)

第45条 この規約の変更及び本クラブを解散しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数により議決する。

第10章 事故の責任

(自己責任)

第46条 会員は、本クラブでの活動に際して、本クラブが定める諸規定を遵守するほか、施設の管理責任者並びに指導員の指示事項に従い、自己の安全責任の範囲内で行動するものとする。なお、これに背理して発生した所有物の損失や盗難、障害事故や器物破損等の賠償事故に伴う損害が起きても、本クラブ並びに指導員に対して、一切の損害賠償を請求しないものとし、すべて自己責任とする。

(保険の加入)

第47条 会員は、必要に応じてスポーツ障害保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の障害について、スポーツ障害保険の対象範囲内のみ対応するものとする。ただし、会員以外の保険加入は任意とするが、未加入者の活動中の事故については、本クラブは一切の責任を負わない。

第11章 委 任

(委 任)

第48条 本規約で判断不可能な案件及び定めのない事項並びに運営上必要な事項は、運営委員会で協議のうえ、理事会で決定する。突発的で運営委員会又は理事会が開催できない場合は、理事長及び副理事長で協議し処理する。

(細 則)

第49条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

別 表1 (第15条関係)

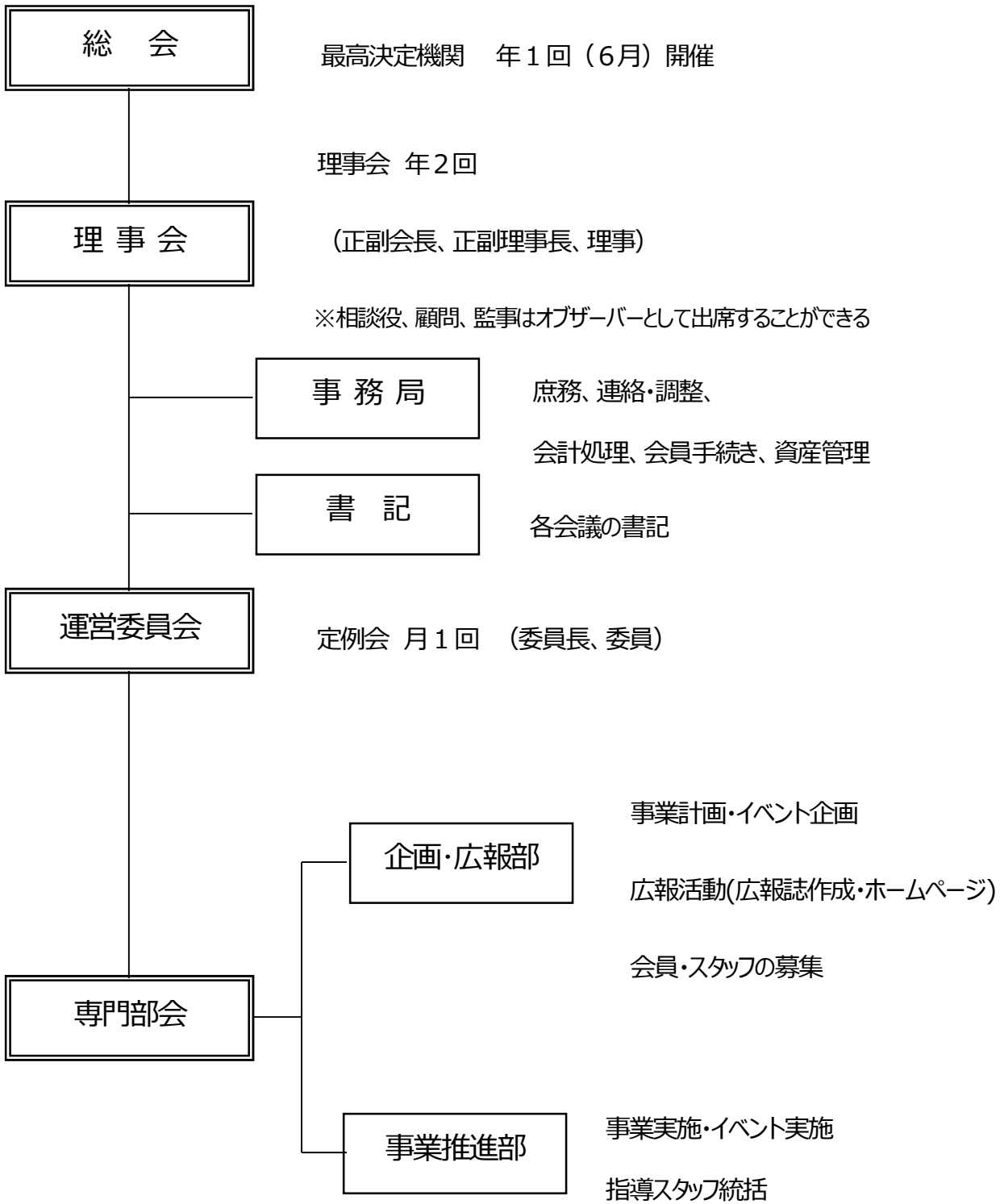
(入会登録金及び年会費表)

種 別	入会登録費	年度会費	参加費
正 会 員	2,000 円	5,300 円	なし
一 般 会 員	高校生以上	2,000 円	実費
	小・中学生	2,000 円	実費
	シルバー (65 歳以上)	2,000 円	実費

(正会員にもシルバーの扱いを適用する)

※入会登録費、年度会費および参加費は状況に応じ変動致します。

(1) 組織



(2) 役員名簿

別表3

役職	氏名	備考
顧問	浅井 保孝	豊田市議会議員
顧問		
顧問		
顧問	吉野 薫	逢妻中学校長
顧問	若山 敏美	小清水小学校長
顧問	芝田 浩司	美山小学校長
相談役	竹原田 力	逢妻コミュニティ会議 会長
相談役	岩月 正光	逢妻コミュニティ会議 事務局 (逢妻交流館長)
相談役		
監事	陸井 大司	逢妻コミュニティ会議 副会長
監事	鈴木 康司	逢妻コミュニティ会議 副会長
監事	永田 雅司	逢妻コミュニティ会議 企画部長
会長	松崎 康則	
副会長		
理事長	大迫 康德	
副理事長		
理事		書記
理事	白石 峰則	企画・広報部長
理事	戸辺 郷之	企画・広報部 副部長

理事	川尻 道夫	事業推進部長
理事	今村 典夫	事業推進部 副部長
理事	寺岡 斉	事業推進部
理事	松浦 純治	企画・広報

(3) 事務局名簿

事務局	活動内容 : 庶務、会計処理、会員手続き、資産管理、連絡・調整	
	事務局長 : ー	会 計 : 近 藤 淳 子

(4) 運営委員会

運営委員長	大迫 康德	理事長
委員		副理事長
委員		事務局長
委員		書記
委員	近藤 淳子	会計 (キッズバドミントン)
委員	白石 峰則	企画・広報部長 (市スポーツ推進委員)
委員	戸辺 郷之	企画・広報部 副部長 (市スポーツ推進委員)
委員	川尻 道夫	事業推進部 部長 (ソフトテニス、ショートテニス)
委員	今村 典生	事業推進部 副部長 (平日教室担当)
委員	寺岡 斉	事業推進部員 (ソフトテニス)
委員	松浦 純治	企画・広報部員 (空手、いきいき健康教室)

委員		
委員	中本 美貴	事業推進部員 (ソフトテニス)
委員	佐々木 優子	事業推進部員 (キッズビクス)
委員	細田 正文	事業推進部員 (卓球)
委員	東 平二	事業推進部員 (サッカー)
委員	原 久美子	事業推進部員 (ズンバ)
委員	坂元 大	企画・広報部員 (いきいき健康教室)
委員	成田 金保	事業推進部員 (女子バレーボール)
委員	熊埜御堂 百合子	事業推進部員 (ソフトテニス)
委員		
委員		
委員		
委員		

(5) 専門部会名簿 ◎ : 部長 ○ : 副部長

企画・広報部	活動内容 : 事業計画、イベント企画 広報活動 (広報誌作成・ホームページ)、会員募集			
	◎ 白石 峰則	○ 戸辺 郷之	坂元 大	松浦 純治

事業推進部	活動内容 : 事業実施、イベント実施、指導スタッフ統括			
	◎ 川尻 道夫	○ 今村 典生	寺岡 斉	成田 金保
	中本 美貴	細田 正文	佐々木 優子	熊埜御堂 百合子
	原 久美子	東 平二		

(6) 指導・審判スタッフ名簿 ◎：有資格者

外部講師	活動内容：各種教室での指導、イベント時の指導、指導の育成			
	いきいき	◎河合 三千代	◎村田 美智子	
	エアロビクス	◎尾下 恵子		
	バドミントン	崎村 登美雄	横山 深雪	
		竹下 鉄夫	江口 栄作	
	ソフトテニス	熊埜御堂 百合子		
町井 玲奈				
指導スタッフ	ショートテニス	川尻 道夫	松崎 康則	
	ソフトテニス	川尻 道夫	中本 美貴	寺岡 斉
	ディスクドッジ	◎川尻 道夫		
	ルディック	◎大迫 康徳	◎川尻 道夫	◎近藤 淳子
		坂元 大	松崎 康則	白石 峰則
	バドミントン	川尻 道夫	白石 峰則	今村 典生
		近藤 淳子	松浦 純治	
		松崎 康則	戸辺 郷之	坂元 大
	卓球	松崎 康則	今村 典生	細田 正文

	サッカー	東 平二		
	キッズビクス	佐々木 優子		
	ヒップホップ	佐々木 優子		

指導スタッフ	ズンバ	原 久美子	松崎 康則	
	空手	松浦 純治		
	部活動支援	川尻 道夫	大迫 康德	松崎 康則
		白石 峰則	成田 金保	熊埜御堂 百合子
		寺岡 齊		

※生涯スポーツ推進課：課長 都築 保裕 スポーツクラブ担当 加藤 涼太

附則

この規約は、平成 20 年 6 月 1 日から実施する。

一部改訂 相談役、顧問、監事については入会登録金および年会費の適用を除外とする。

一部改定 平成 21 年 6 月 7 日

一部改定 平成 22 年 6 月 6 日

一部改定 平成 24 年 6 月 10 日

一部改正 平成 28 年 6 月 5 日 第 5 章 第 17 条 理事数変更 10 名⇒8 名

豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州をのぞむ美しい山河にかこまれ、
輝かしい衣の里の歴史と伝統をうけつぎながら、
明日に向かって伸びゆく豊田市の市民です。

1. 緑をはぐくみ、川を大切にして、豊かな自然を愛しましょう。
1. スポーツに親しみ、教養を高めて、文化の向上につとめましょう。
1. 元気で働き、若い力をそだてて、幸せな家庭をつくりましょう。
1. 互いに助けあい、心の輪をひろげて、あたたかい町をつくりましょう。
1. いのちを尊び、きまりを守って、住みよい社会をつくりましょう。